

～奨学金について～

日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)

- 金額: 月額6～10万円(留学先による、支給型: **返済不要**)
- 支給要件:
 - ◇成績係数: JASSO所定の方法で計算し、**2.3**以上。計算は大学ホームページに掲載の「成績係数換算表」を用いること(エクセル)
(大学事務局で成績データを確認します。)
 - ◇日本国籍もしくは永住権(特別永住者を含む)を有するもの。
 - ◇経済的理由により、自費のみでプログラム参加が困難な者。
 - ◇本プログラムに参加するために、他団体から奨学金を受ける場合、その奨学金の支給月額の合計金額が、本奨学金の月額を超えていないこと。(JASSO奨学金月額は大学ホームページに掲載しています。)
- 選考方法:
GPAを含め、申請書の内容等を総合的に判断し、受給者を決定します。



Tokyo University of Foreign Studies

1

～奨学金について～

国際教育支援基金(派遣留学)奨学金

- 金額: 20万円(給付型: **返済不要**) ※一括支給
- 支給要件:
 - ◇成績係数: JASSO所定の方法で計算し、**2.3**以上。計算は大学ホームページに掲載の「成績係数換算表」(エクセル)を用いること
(大学事務局で成績データを確認します。)
 - ◇日本国籍および永住権(特別永住者を含む)を有しない者。
 - ◇経済的理由により、自費のみでプログラム参加が困難な者。
 - ◇本プログラムに参加するために、他団体から奨学金を受けていないこと。
- 選考方法:
GPAを含め、申請書の内容等を総合的に判断し、受給者を決定します。



Tokyo University of Foreign Studies

2

～奨学金支給要件について～

- 経済に関する要件

本学から授業料の全額・半額免除措置を受けているもの(2019年度後半期)、JASSO 第二種奨学金在学採用の家計基準に合致するものを優先する。

保護者に2019(令和元)年の収入額を確認し、次スライドに掲載してある基準額を超えているかどうかを確認してください。基準を超えていない場合は、基準に合致する、超えている場合は合致しない、ということになります。

【注意】

基準に合致するかどうかの判断は、基本的には各自で確認していただきます。
なお、後日証拠書類の提出を求めることがあります。その際、虚偽の申請があったと認められる場合は、「国立大学法人東京外国語大学学生に係る懲戒等に関する規程」に則り、懲戒処分の対象となる可能性があります。



Tokyo University of Foreign Studies

3

～奨学金の申請について～

【JASSO第二種奨学金在学採用】年収・所得の基準額(目安)

世帯人数	通学形態	給与所得のみの世帯 (収入金額)	給与所得以外の所得が ある世帯(所得金額)
2人	自宅	1,039万円	631万円
	自宅外	1,086万円	678万円
3人	自宅	1,012万円	604万円
	自宅外	1,059万円	651万円
4人	自宅	1,096万円	688万円
	自宅外	1,143万円	735万円
5人	自宅	1,314万円	906万円
	自宅外	1,408万円	1,000万円

給与所得の場合：源泉徴収票の支払金額(税込)、給与所得以外の場合：確定申告書等の所得金額(税込)

上記の基準額を超えなければ基準に「合致する」、超える場合は基準に「合致しない」
ただし、基準を若干上回る場合、世帯状況によっては基準を満たしている可能性があります。厳密に判定をしてもらいたい場合は、所得を証明する書類(大学ホームページに掲載の「家計状況チェック用紙」)を提出すること。



Tokyo University of Foreign Studies

4

～奨学金の申請について～

- 「JASSO第二種奨学金在学採用」の年収・所得の基準額を確認したうえで、『JASSO第二種奨学金在学採用の家計基準に』の「合致している」「合致していない」いずれかにチェックを入れる。
※収入が基準のボーダーライン付近でわずかに超える場合、家族構成等によっては、基準を満たす可能性があります。厳密な判定を希望する場合は、ホームページ掲載の「家計状況チェック用紙」を確認の上、記入済みのチェック用紙および各種証明書類を提出してください。※締切3月13日(金)
- なお、基準に合致しない場合でも奨学金の枠に余裕があれば、奨学金受給の可能性もあります。基準に合致しない場合でも、奨学金の受給を希望する場合は、奨学金申請書類を必ず提出してください。



～奨学金の申請について～

• 基準額の表の補足説明

【収入を見るか、所得を見るか】

- ・給与所得者(会社員など): 年間の収入金額
- ・給与所得以外(自営業など): 年間の所得金額

【世帯人数の考え方】

以下の家族構成を想定したもの。また、給与所得世帯については、主として家計を支えている人が給与収入で、その他に家計を支えている人が無職無収入の場合を想定したものととなります。

- ・2人世帯: 父母どちらか、本人
- ・3人世帯: 父、母、本人
- ・4人世帯: 父、母、本人、弟妹1人(公立高校生)
- ・5人世帯: 父、母、本人、弟妹2人(公立高校生、公立中学生)

※2人世帯については、「母子・父子世帯」の控除を受けることができるため、3人世帯よりも上限額が高くなっています。



～渡航支援金(JASSOのみ)について～

- JASSO海外留学支援制度奨学金受給者に採用された学生で、以下の条件を満たす場合は、奨学金に加えて「渡航支援金」を受給できます。

家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は父母の合算額)が以下の金額であること。

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が 300万円 以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)が 200万円 以下

- ・年金のうち、老齢年金は収入に含む。遺族年金、障害年金は収入に含まない。
- ・養育費は収入に含まない。

- 支給金額: 16万円

申請方法: ①オンライン申請で「渡航支援金を希望する」を選択

②必要書類を提出する。

(※提出書類および期日などは後日ホームページでお知らせします。)



Tokyo University of Foreign Studies

7

今後の予定について

- JASSO奨学金受給予定者説明会(5月)

→ 学内選考合格者向けに奨学金の受給申請手続きなどについて説明会を実施予定です。日程等は決まり次第お知らせします。

＜問い合わせ先＞

留学生課 留学生交流係(派遣担当)

メールアドレス: haken@tufs.ac.jp

電話番号: 042-330-5183



Tokyo University of Foreign Studies

8